

加治丘陵内土地の寄附の受納に係る事務取扱要領

1. 趣旨

この要領は、入間市はもとより首都圏における貴重な自然資源であるとともに、人々の生活に深く関わり、地域固有の環境・文化を支える重要な要素となっている加治丘陵を、市民が自然とふれあい利用できる場として、恒久的な保全・活用を図るために、加治丘陵内土地の寄附を受納するにあたり、入間市財産規則に定めるものを除くほか事務の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

2. 基本的な考え方

この要領は、約424haの範囲を計画区域とする「加治丘陵さとやま計画区域」における土地について、地権者から寄附の意向があった場合に適用するものとする。なお、「(仮称)加治丘陵さとやま自然公園」予定地は、原則として買取りにより計画的に取得するが、寄附の申出があった場合は受納するものとする。

3. 寄附の受納対象

(1) 寄附の受納対象は、以下の基準をすべて満たす土地とする。

- ① 加治丘陵さとやま計画区域内の土地であること。
- ② 登記事項証明書における土地所有者が存在していること。
- ③ 質権、抵当権、貸借権、その他の権利が設定されていないこと。
- ④ 隣地との境界に係争中でないこと。
- ⑤ 所有者全員の承諾が得られていること。
- ⑥ 土砂災害警戒区域等に指定された土地や、災害の恐れが高い土地でないこと。
- ⑦ 既に関発が行われていたり、構造物等が設置されている土地でないこと。
- ⑧ 隣接する道路、線路、民家、その他建築物等に倒木する恐れのある立木がないこと。
- ⑨ 道路または公共用地(道路に接しているものに限る。)に接している土地であること。

(2) 「3. 寄附の受納対象」(1)の⑥～⑨の基準にかかわらず、特に市長が必要と認める土地については受納対象とする。

4. 寄附の受納手続き

(1) 協議及び調査

- ① 市に土地の寄附を行おうとする者は、「加治丘陵内土地の寄附に係る協議申出書(様式1号)」(以下「協議書」という。)を市に提出しなければならない。協議書受付後、市は、対象地が「3. 寄附の受納対象」に掲げる基準を満たしているか、書類調査及び現地調査を行うものとする。
- ② 書類調査は、入間市財産規則第3条に基づく調査並びに、「3. 寄附の受納対象」に掲げる基準の該当有無について、登記事項証明書、公図の写し、地積測量図等の確認により行う。なお、登記事項証明書、公図の写し、地積測量図等は、原則として市が取得するものとする。
- ③ 現地調査は、「3. 寄附の受納対象」に掲げる基準の該当有無について、当該土地への市職員等の立ち入り等により行う。なお、申出者は協議書「2.土地に関する確認事項」で、現地調査における土地立ち入りに同意をしたものとし、現地立会は求めない。

(2) 協議の回答

- ① 市は、(1)の書類調査及び現地調査の結果に基づき、申出者に寄附の受納の可否の回答を、部長決裁のうえ、「加治丘陵内土地の寄附に係る回答書(様式2号)」(以下「回答書」という。)により行う。
- ② 寄附の受納が可能である場合は、回答書の送付と併せて、「土地寄附申込書(様式3号)」の提出を申出者に求める。なお、土地寄附申込書については土地所有者ごとに提出を求めるものとする。

(3) 寄附申込と受納

- ① 「土地寄附申込書(様式3号)」を受理し、市長決裁のうえ申込者に対し、「土地の寄附受納について(通知)(様式4号)」を送付する。なお、通知送付日をもって当該土地の寄附について申込者と市の双方で承諾したものとして扱う。
- ② 「土地の寄附受納について(通知)(様式4号)」の送付に併せて、申込者に「登記原因証明情報兼承諾書(様式5号)」と印鑑登録証明書の提出を依頼する。

(4) 所有権移転登記及び財産管理システムへの入力

- ① (3)に定める「登記原因証明情報兼承諾書（様式5号）」及び印鑑登録証明書を受理したときは、管財課へ所有権移転登記の依頼を行うものとする。
- ② 管財課が所有権移転登記を完了し、報告を受けたときは、財産管理システムへの入力を行う。なお、決算価格は財政課で所有する「地目別平均単価」を使用して算出するものとする。
- ③ 管財課が所有権移転登記を完了し、報告を受けたときは、申込者に寄附のお礼及び所有権移転登記が完了した旨の通知を、決裁のうえ送付する。

5. 感謝状の贈呈

4. (4)－②において算出した決算価格が100万円以上である場合は、「寄附に対する感謝状贈呈基準」に基づき、感謝状を贈呈する手続きをとるものとする。

6. 雑則

この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、令和7年9月2日から施行する。